

Title	企業集団における所有と支配(下)
Sub Title	Ownership and control in industrial-financial business groups
Author	北原, 勇
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.5 (1982. 10) ,p.714(54)- 737(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19821001-0054
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19821001-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

企業集団における所有と支配(下)

北原 勇

目次

はじめに

- I 産業資本型企業集団における所有と支配
- II 金融資本型企業集団の構造的特徴(1)(以上前稿)
- III 金融資本型企業集団の構造的特徴(2)(以下本稿)
- IV 金融資本型企業集団における所有と支配

III 金融資本型企業集団の構造的特質(2)

すでにみたように、現代の金融資本型企業集団は、独占的巨銀行をはじめとする金融諸企業と種々さまざまな産業の独占的巨企業とから構成される企業集団である。

前節では、金融資本型企業集団において、独占的巨銀行や金融諸機関と各種産業の独占的巨企業との間に形成される関係が、決して支配・被支配というものではなく、基本的には——一時的な産業の動向、景気の動向による変化を別とすれば——ほぼ対等なものであることを、各種の銀行・金融諸機関が集団内外の巨大産業諸企業に対して行なっている株式保有、融資、役員派遣の検討を通じて明らかとした。

とすれば、金融資本型企業集団が金融資本型企業集団として現存している基礎はどこにあるのであろうか。金融資本型集団に、金融関係の巨大諸企業と各種の産業の巨大企業が結集する理由・目的はなんであろうか。

結論を先取りしていえば、それは、金融資本型集団を構成することによって、各種の相互便益を与えあいつつ、集団の力を強化することが、集団を構成するすべての企業の利益の増大となるということにある。

本節の課題は、この内容を明らかにすることによって、現代の金融資本型企業集団の存続理由やその特質を明らかにすることにある。

この考察においては、金融資本型企業集団を構成する中核部分——各種の独占的巨銀行・金融機関と各種産業の巨大独占企業を対象として考察する。実際の金融資本型企業集団には、産業独占

企業集団における所有と支配（下）

体としてはなお脆弱な大企業もふくまれているのではあるが、その問題は必要なかぎりでも補足的にとり上げる。

(1) まず金融資本型企業集団を構成する諸企業について、金融関係の企業の側と各種産業の独占企業の側とにわけて、それぞれが相互に便益を与え合う関係にあることを明確にする。

(i) まず、産業独占側が特定の巨大銀行・金融諸機関と緊密な関係をもつことによって享受できる便益は、有利な条件での貨幣資本の借入れと増資＝株式発行および金融関係企業による株式の安定的保有とであるが、すでに指摘したように、独占資本主義のもとで発展をつづけた巨大産業独占企業はきわめて巨額な剰余価値＝利潤プラス独占利潤を獲得し、内部留保によって企業活動を多様に拡大しているし、第Ⅰ節でみたような産業資本型企業集団を形成するにいたっているものも少なくない。したがって、このかぎりでは、産業独占企業側が銀行・金融諸機関から受ける融資・株式発行面における便益は減少するし、これは同時に銀行・金融諸機関に対する恒常的借入れ依存を低下させているのである。また、独占資本主義における独占企業固有の慎重な投資行動、独占資本主義固有の停滞基調のもとで、巨大独占企業は国内で有利な投資先がないため、慢性的過剰貨幣資本をかかえるという問題もあり、これはこれでもた、銀行・金融諸機関から受ける便益の減少・それへの依存の低下をもたらすよう作用する。

しかし、独占的の巨大企業も、独占資本主義固有の巨大な新産業開拓を急速に行なうばあい、有望な海外市場へ対外膨張しようとするばあい、過剰な貨幣資本を活用する他に多額の資本の借入れが必要となるし、あるいはまた、自部門へ他の巨大独占企業が参入しようとするのに対し参入阻止のために早急に各種の対抗手段をとらねばならないばあい、予期しない販売不振で大量の在庫の急増に見舞われたばあい、自企業や関連会社の乗取りのための株式買収行動（テイク・オーバー・ビット）が宣言されこれに対し証券市場で防戦しなければならなくなったばあいなどにも、緊急に多額の借入れの必要が生じる。このように産業独占企業は、平常時、恒常的に多額の借入れをうける必要性が大幅に減少したとしても、緊急に大量借入れが必要となるばあいがあり、特定の銀行・金融諸機関と緊密な関係を結んでおけば、このようなばあいに有利な条件で比較的容易に大量の融資をうけるという便益、より長期的なばあいには有利な条件で容易に増資を実施できる便益を享受できるのである。かかる事態を考慮して、巨大産業独占企業は、遊休資金の預金を中心に、銀行・金融諸機関に便益を与え、友好的関係を維持することに、自己の利益を見出すのである。

このほか、銀行・金融諸機関を通じて、銀行・金融諸機関が持つ情報——他の産業分野や同産業のライバル企業の状態、新産業開拓にかんする状況などの情報——を入手して、産業独占企業が新産業開拓や、その他の企業計画の確定・実施を有利にするという便益をうけることができる。このばあい大商業銀行は、第Ⅱ節でみたように、同一企業集団内の産業独占企業のメイン・バンクとな

るとしても、それだけではなく他の金融資本型企业集団に属する各種産業の独占企業にもかなり多額の融資・株式保有を行なっているため、大商業銀行の集める情報は他の金融資本型企业集団に属する各種産業の独占企業の動向にかんするものまで広く及んでいることに注意する必要がある。

(ii) 他方、各種の銀行・金融諸機関の側が産業独占側と緊密な関係をもつことによって享受する便益は、まず第一に、安定的な巨大独占企業から多額の資金を低コストで集めることができる点である。安定的な巨大独占企業は、商業銀行にとっては直接の大口の預金者であり、生命保険会社や銀行信託部にとっては多額にのぼる従業員年金の委託者であり、多額の各種保険加入者でもある。大量の社会的資金の動員・集中力こそは、金融関係諸企業の勢力強化の源泉であるから、集団内のいくつもの巨大独占企業から大口・多額の資金を低コストで確保できることはきわめて大きな便益である。また投資銀行・証券会社は、産業諸企業の新発行証券（株式および社債）を一手に引受けることによってそれらの利得機会を独占することができる。さらにまた、商業銀行や生命保険会社にとっては、安定的な巨大産業独占企業は、堅実・安全な大口の融資先として貴重な存在である。もっとも、巨大独占企業の自己金融力の増大により、恒常的な巨額の融資先としての便益は大幅に減少したが、上にのべたような各種の理由によって巨額の融資が求められたらば、それらは依然として有利な融資先として貴重な利益をもたらす存在である。この融資が集団内の商業銀行に大量の預金をもたらすこともいうまでもない。

金融関係諸企業が巨大産業企業と緊密な関係を結ぶことによって享受する便益には、このほか、産業企業の内部情報の入手という問題がある。金融関係企業は融資や株式保有を通じて同一集団内の産業企業についてはとくに詳しくかつ早期にその産業企業の経営状況、将来の見通し、有望な新技術・新製品の開発の可能性やその実現化の見通し、同産業内のライバル企業の動向など、各種の産業情報を入手することができる。このことは、後にみるように、金融資本型企业集団のなかで、全体の企業の情報をもっとも多く収集し、集団の意見調整を行なう役割を演じることになる根源であるが、それを別として、金融関係諸企業はこれら情報を基礎として、証券市場での有利な株式運用を行なうとともに、危険の早期把握によって自己の債権保全のために有効な措置を行なうことができるという便益をもつのである。

なお、以上の便益は、同一の金融資本型企业集団内部の金融関係諸企業と各種産業独占企業との間のみ問題ではない。金融関係巨大企業による産業巨大独占企業からの預金の獲得、産業巨大独占企業に対する融資、新証券発行業務、株式保有は、第Ⅱ節でみたように、同一集団内の産業巨大独占企業を中心に行なっているとはいえ、決してそれらに限定されずに、独立した超巨大産業独占企業・産業資本型企业集団についても、さらには他の金融資本型企业集団に属する各種産業独占企業についても行なわれる。巨額の融資においては、同一集団の銀行がメイン・バンクとなり、他の複数の金融資本型企业集団に属する銀行との協調融資という形がとられるばあいが少なくない。このば

企業集団における所有と支配（下）

あい、金融関係諸企業が独立した超巨大産業独占企業や他の集団に属する産業独占企業に融資や株式保有を行なうことによる便益は、上にのべた同一集団内の産業企業への投融資のばあいと同様、堅実・安全な投融資先＝貴重な顧客の確保であり、さらにはこのようになりに多額の融資・株式保有を行なうことによって、それら企業から預金を集めることができる点、またそれら企業の経営内容、経営計画などにかんする情報を獲得することができる点にある。

(iii) 以上のようにみえてくると、現代の巨大金融関係諸企業と産業独占企業との関係は、基本的には相互に便益を与えあう関係であり、したがって両者の「融合」・「癒着」は両者の各企業それぞれに利益の増大をもたらすものであることが明らかであろう。

したがって、金融関係諸企業が同集団内の産業独占企業に対して、一方的に相手企業の経営内容・経営計画の決定を左右する「支配力」をもちうるはずがなく、それが産業独占企業に対してもつ影響力・規制力は、融資の額や条件、新証券発行引受の条件、株式保有やその売買を通じて、産業独占企業の新技術導入・設備拡張計画、新製品開発・他産業への進出や海外進出などの計画に対し、一定の影響・規制を与えるという程度に限定されている。

しかも、集団内の産業独占企業（ここでは中核の巨大産業独占企業が対象である）は、すでに第Ⅱ節でみたように、その規模の巨大さからして、株主持株の分散化は極度にすすみ、一般に大株主である同集団内の特定の銀行や金融機関も、またそれらが結託しても、持株比率は非常に低く、当該会社の経営政策に大きな影響力・規制力を振るうことはできない状態にあるし、かかる巨大産業独占企業は、強力な市場独占力にもとづいて豊富な内部資金・自己金融力を持ち、恒常的には多額の融資への依存度はきわめて低下しているのである。そして、かかる産業独占企業が新計画によって多額の資金を必要とするばあいにも、その新計画が安全・確実な発展性のあるものである以上、この産業独占企業は、集団外の多くの金融諸企業や一般株式市場から多額の資金を容易に動員できるのである。したがって、同一集団内の金融諸企業がそれに対して積極的な融資・株式保有を行なうのは自己の利益のためであり、それはこの強力な巨大独占企業を同集団内に存続させることによる自己の利益の確保のためであるから、ここではこのようにさせる産業独占企業の側からの影響力・規制力が働いているとみることができる。こうしてみれば、影響・規制もまた、金融関係企業と産業独占企業が相互に与えあう関係にあるといえよう。

もっとも、全般的な金融逼迫期や、個別の産業独占企業の経営上の失敗による外部資金依存の必要性の急増や株価急落というようなばあいには、金融関係諸企業が融資・株式保有を基礎に振るう影響力・規制力は当然増大し、とくに経営上の失敗のさいには、経営再建のための方針等に対する支配力をもちうることもある。ただし、こうした経営上の失敗・危機は金融関係企業にも生じうるのであり、そのさいには、集団内の他の金融諸企業や産業独占企業がその対策に協力するのであり、そこでは産業独占諸企業が経営再建に対する支配力をもつこともあろう。

かくして、こうした一時的あるいは個別的なばあいを別として、長期的・構造的な関係としてみれば、巨大金融関係企業と各種の産業独占企業との間では、相手に対する影響力・規制力においても、相互に行使しあうものであって、金融関係企業の方が一方的に行使しているとはいえない。（大銀行が産業独占会社に役員を派遣する一方、産業独占会社からの役員を自行の取締役に迎え入れているケースが多いのも、かかる関係の現われといえよう。）

(2) 以上は、金融関係諸企業の側と各種産業独占企業の側との間において相互に与えあう便益——両者が「癒着」することによる利益であるが、さらに第二に多数の産業（金融ふくむ）にわたる諸企業が一つの集団を構成することの利益をみる必要がある。

それは一言でいえば、構成諸企業の経営の安定化と独占力の強化である。

集団を構成する諸企業は、それぞれきわめて多種多様の財やサービスを購入し、かつ供給する。各種の労働手段（機械、装置、治工具、工場など）や原材料関係（原材料、補助材料、燃料、各種部品・構成物など）の財、あるいは運搬、保管（倉庫）、広告・宣伝などのサービスにかんして、集団内の巨大諸企業は、一方で各種の財・サービスを購入すると同時に、他方でそのいくつかを供給する。したがって、各種の産業の巨大企業が集団を構成することによって、集団内諸企業間における「相互取引」によって各企業は生産物の一定部分に安定的市場を確保できることになるし、販売促進コストの節約によって相互に有利な取引が可能となる。集団を構成するのが巨大独占企業であるだけに、これら企業による相互取引の規模も大きく、それにとまなり利益も魅力的である。——もちろん、このような相互取引による相互利益が享受される基礎には、集団を形成する諸企業が、それぞれの産業における独占企業として、技術、製品・サービスの質、コストの面で、他のライバル企業に劣らぬものであるということがあるのであって、集団外の企業の方がより有利な諸条件で財・サービスを供給している状況が恒常的であるとすれば、相互取引の継続は不可能であろう。

さらにまた、多くの産業にわたる巨大企業の集団化は、共同の組織的な技術開発や技術交流、共通の新しい原料・燃料等の共同（協力的）開発とそれらの低廉かつ安定的確保、広大な市場を開拓できる新製品の開発における共同作業あるいは協力などを可能にし、これらはいずれも、各産業独占企業の独占力の強化を促す。

以上のように、集団内諸企業間の相互取引による安定的市場の確保と有利な諸条件での各種生産手段の購入、さらには共同のもしくは協力的な技術開発や新しい原料・燃料および新製品の開発などは、これらの基礎上で集団内の当該企業が、集団外の一般市場で販売促進活動をより積極的により有利に行なうことを可能にし、その市場シェアを高め、当該市場における独占力を高めるよう作用する。

ある部門で、少数の巨大独占企業は対立を内にふくみつつも長期的な相互の利益から、協調的行

企業集団における所有と支配（下）

動をとり価格設定や操業度の調整を行なおうとするのであるが、そのばあい、各独占企業は自己にもっとも有利な形で価格水準や操業度の決定を行なおうとする。そのさい、自らの主張を相手に受けいれさせる力は、結局のところ非協調的競争戦が全面化したばあいの各企業の闘争力・破壊力・耐久力であり、それは各企業の生産能力・技術水準、販売能力、そして資本調達力の相対的優位性が大きいほど大きい。

したがって、企業集団を構成するある産業の独占企業は、上のような企業集団に入ることによって得られる諸有利性によって、市場シェアを高め、独占力を高め、それ自体優位性を得るがそれだけではない。同一企業集団の金融関係諸企業から緊急時に得られる大量の資金調達の可能性、さらにまた企業集団に属する広告・宣伝企業による企業集団の共同的広告・宣伝・PRの効力は、いわば集団の総合力として、その産業独占企業の独占力を強化する作用をはたす。また、同一企業集団を構成するある産業の独占企業の力は、同じ集団の他の産業の独占企業のとくに強い独占力によって支えられる面もある。ある企業集団を構成する各種の産業の独占企業は、他の企業集団を構成する各種の産業の独占企業と、いくつかの産業で対立をふくみつつ協調的行動をとっている関係にあるので、前者の集団のある産業の独占企業の力は、同一集団の他の産業における最強力な独占企業の存在によって補強されることがあるからである。

このようにある金融資本型企业集団に属する産業企業は、集団を構成することによる各種の有利性にもとづいて、経営の安定化をはかり、それぞれの関係市場で独占力を高めるのであるから、この産業の独占企業で集団に属さないものは、これに対抗して他の金融資本型企业集団に参加しようとする傾向が強い。また、巨大な市場を開拓できるような新製品・新産業は、同一集団内の金融企業・機関をメイン・バンクとして巨額な資本の融資をうけつつ、関連の深い産業の巨大企業の技術開発（共同的・協力的技術開発ふくむ）によって現実化することが多いので、こうした新産業を産業化する企業もまた金融資本型企业集団に属する傾向が強い。こうして主要な諸産業・新産業のそれぞれにおいては、それぞれの少数独占企業が異なる金融資本型企业集団に属し、かかる企業集団による諸有利性を持ち、かかる企業集団を背景とした独占企業が、それぞれの市場で対立をはらみつつも独占的協調を行なうことになるのである。そしてこのように独占的諸産業の独占企業が、それぞれの金融資本型企业集団の諸有利性を持ちそれを背景として登場し、いざというばあいには資金動員力をはじめとした企業集団の総合力をもって対抗しようとするところ、この産業部門の参入障壁を高め、独占的価格つり上げ＝独占利潤の実現を容易にすることになるのである。（したがって、独占的市場構造・独占的価格支配の問題も、決してその産業にのみ特化した独立の少数独占企業間の問題として把えることはできないのである。）

(3) 以上のように、金融資本型企业集団では、金融企業・機関の側と産業独占企業の側とは相互

に便益を与えあう関係にあるし、多くの産業の独占企業や金融関係の諸企業・機関が結集して集団をなすことの基礎は、経営の安定化と独占力の強化などの各自の利益にあった。この点、すでに第I節でみた産業資本型企业集団において、頂点の親企業たる産業独占企業の利益のために産業独占企業の専一的支配が貫かれているのは大きく質を異にするものといえよう。金融資本型企业集団では、金融分野の企業も諸産業分野の企業も、巨大独占的企業であり、それぞれが強力な力をもち、自己の利益を最優先しながら、その自己の利益の一層の増大のために、相互に便益を与えあう集団を構成しているのである。したがって、ここでは、企業集団の頂点に立って構成諸企業を支配・強制するような存在はなく、いわば‘多頭的’な集団である。

しかし、多数の諸企業が集団を構成しそれを円滑に維持していくためには、その集団への結集の軸となり、集団内で利益の対立や紛争が激化しないよう調整する存在が必要である。その役を演ずるのが一般的に金融関係諸企業である。

金融関係諸企業がかかる役割を演ずる根拠はつぎの理由による。

金融関係諸企業は、集団内のあらゆる産業企業と直接関係をもち、その業務の性質上、あらゆる産業の企業の各種情報を収集している特別の存在である。広汎な産業と取引関係を結ぶ基礎原料部門の強力な巨大独占企業であっても、それは集団内のあらゆる企業と直接取引関係や資本的関係（株式所有）をもつわけではないし、それが収集する情報も、やはり自己の産業と直接・間接に関係する産業分野のものに限られる。これに対し金融関係諸企業は、預金、融資、株式保有、増資・社債引受けなどによって、集団内のあらゆる企業と直接恒常的關係をもっているのだから、それだけでも、多くの企業が集団として結集するさいの結集軸・媒介環となりうるほとんど唯一の存在といえる。しかも、金融関係諸企業は、大量の株式取得にさいし、また多額の融資にさいし、相手企業の経営実態や経営計画を詳しく調査する。産業企業の方も、新製品への進出、巨額の海外投資、大規模な設備投資、合併計画などのさい、金融関係諸企業からの資金供与が得られるかどうか打診するため、経営状態とその計画内容の資料を金融関係諸企業に提出するのが慣習である。そればかりではなく、産業企業に当座勘定を開いている商業銀行は、日々の資金の流れを通じて、その産業企業の経営実態をかなり正確に把握することができる。さらにまた、すでに指摘したように、金融関係諸企業は、自己の企業集団内の産業企業のみではなく程度の差はあれ、独立の巨大独占企業・産業資本型企业集団や他の企業集団に属する各種産業の巨大企業に対しても、協調融資や株式保有を行なうことを通じてそれら多くの企業の経営実態・経営計画などについての情報をもある程度入手できる立場にある。また、金融関係諸企業なかんづく商業銀行は多数の支店網によって、各地の経済情勢、各地の市場の動向などについての情報も掌握する。

このように、金融関係諸企業（とくに商業銀行）が同一企業集団内のあらゆる企業についての情報をもっとも広汎に収集していることは、それが、企業集団内の諸企業間に利益の対立や一時的紛争

企業集団における所有と支配（下）

の発生しそうなさい、あるいは発生したさい、それらを調整し、相互にとっての妥協的和解をはかるのにもっとも適切な存在であることを意味している。さらに、金融関係諸企業が同一企業集団以外の諸産業の諸企業・ライバル諸企業にかんする情報や各地の状況にかんする情報をかなり広汎に入手しているということは、同一企業集団内のあらゆる企業が金融関係諸企業と情報交換という面でも恒常的に直接密接な関係をもとうとし、金融関係諸企業をして集団への結集の軸とするよう作用するし、同時にまた、金融関係諸企業が企業集団内の諸企業の円滑なる相互関係を維持していくためのいわば調整役をはたすよう促すものでもある。

しかし、以上のように金融関係諸企業が企業集団への結集の軸・媒介環であると同時に集団内諸企業の意見の調整役を演ずるということは、決して金融関係諸企業が、企業集団内の産業諸企業に対して本来的にイニシアティブをとる力をもち集団の指導的地位にあることを意味するわけではない。なぜなら各企業は集団に結集する相互利益があるからこそ結集しているのであって、金融関係諸企業の融資や株式保有などによって強制されて結集したのではないからである。金融関係諸企業の役割は独自に結集の意志をもった諸企業を集団とする媒介環というものにとどまっている。また、集団内の意見の調整にしても、金融関係諸企業が独自の力で、しかも自分だけの利益のためにその意向を集団におしつけているという内実のものでは決してない。集団を構成する諸企業全体は円滑に相互利益を与えあいつつ、各独占企業としても、集団としても、独占力を一層強化することを自己の利益と考え要望しているのであり、かかる集団の構成諸企業の要望が、集団内に発生する利益の一時的対立や紛争を調整させる力の基礎をなすのである。とくに、いくつかの金融資本型企業集団が形成され、ある集団に属する各産業の独占企業は、各産業分野で異なる集団に属する独占企業と関係し、対立をはらんだ独占的協調行動をとる現代では、自己の属する集団が、強大となり、相互取引や技術開発にかんする便益による自己の独占力強化の面でも、集団内の資金供給力や他の産業での強力な企業の存在や総合的販売促進力などによるバック・アップという面でも、円満かつ有効に作用することを、とくに強く要望する。したがって、集団内で生じる一時的対立や紛争を早期に解決し、有力企業の集団からの離脱を防止し、新産業開拓や海外進出においても他の集団に遅れをとらずに実施することなどは、金融関係・産業関係をとわず、集団を構成するすべての企業の意志である。金融関係諸企業は、かかる構成諸企業の意志・要求を基礎として、その意志・要求を代弁するものとして、集団の意見の調整を行なうのである。金融関係諸企業は企業集団内の個別諸企業の経営実態・計画などの資料、さらには集団外の産業・企業にかんする広汎な情報を収集している立場から、自己の集団の円滑なる発展・強化のために、一時的対立・紛争を調停し全体の意見を調整していく役割を演じるのである。金融資本型企業集団が企業集団としてなりたつ根拠が、一部の利益の貫徹ではなく、各構成企業の相互便益の供与による各企業の利益の共通の増大ということにあるものである以上、かかる企業集団における意見の調整は、かかる構成諸企業全体の共通の利

益の増大という方向でなされるべきものであるし、かかる方向をもつものであってはじめて意見の調整が可能となるといえよう。

したがって金融関係諸企業が企業集団の調整役を担っているとしても、それは上のような妥協的意見調整という内容をとらざるをえないし、かかる内容での調整役にとどまらざるをえないのである。

× × ×

以上二節にわたり現代における金融資本型企業集団の構造的特徴を析出してきたが、そのばあい主に念頭においたのは米国の現状であった。

ところが、現代の米国の事態を分析しつつ、われわれとは全く異なる見解に到達する論者も少なくない。重要なものだけあげれば、一つは銀行の産業支配を一面的に強調する見解であり、いま一つは、金融資本型企業集団の存在を、あるいはその重要性を否定しようとする見解である。この両者を共有している論者もあれば、一方だけの論者もいて複雑であるが、以下、各論者の見解を簡単に批判しておく。

① フィッチ&オッペンハイマー『誰が会社を支配するか』1970年⁽²³⁾。

彼らはもっとも極端に、銀行の産業支配を強調する論者である。

彼らによれば、株式会社が大規模になればなるほど一般的に大金融機関による会社支配が完成する⁽²⁴⁾。しかし、われわれのように巨大産業会社の自立性の増大という見解と真向から対立するこの見解の根拠は示されているとはいえない。融資のもつ制限力、株主としての金融機関の重要性の増大、取締役派遣といった一般的要因が並べられるだけであり、それらが巨大産業会社に対しても真に「支配」力たりうるのか否かのつっこんだ理論的・実証的検討は全くないといってよい。AT&Tのような巨大産業会社さえ彼らによれば、金融機関の支配下にあるとされるがその根拠のとぼしいことは前稿130頁ですでにふれたところである。会社が金融機関の意思を無視できないということ、金融機関によってその会社が「支配」されていることは違し、金融的利害一般を無視できないということと、特定の金融機関によってその会社が「支配」されていることは全く異なるはずである。

総じて、彼らは、「金融的利潤は、簡単にいえば産業利潤からの控除である。……企業家は利潤をえようとするし、銀行家も儲けようとするが、銀行家は企業の利潤の犠牲においてのみ儲けることができる⁽²⁵⁾」というように、銀行と産業との間の対立面を一面的に重視し、前者による後者の「支配」と、それにもとづく「収奪」を強調する。そして、その例証として、60年代のハワード・ヒューズ事件とベン・セントラル鉄道事件をあげる⁽²⁶⁾。しかし、前者は個人的大富豪のハワード・ヒューズが金融資本家団との闘争に破れて、大航空会社TWAの支配権を奪われた例であり、後者は大鉄道会社ベン・セントラル鉄道を多くの大金融機関がよってたかかって「くいもの」にし破産に追いこんだ例であるが、しかしそれは彼ら自身が形容しているように「会社の衰退期における金融資本の完全支配⁽²⁷⁾」である。ともに、大金融機関と大産業会社との間の平常の関係の例証としてはもっともふさわしくないものといわねばならない。

なお、大金融機関と巨大産業会社との間の関係を、われわれのように相互利益にもとづくものと

注 (23) R. Fitch and M. Oppenheimer, "Who rules the corporations?" Part I. II. III., *Socialist Revolution*, 4, 5, 6, 1970. 岩田巖雄・高橋昭三監訳『だれが会社を支配するか』(ミネルヴァ書房)。

(24) 同上訳, 76頁。

(25) 同上訳, 76頁。

(26) 同上訳, 77頁以下および100頁以下。

(27) 同上訳, 100頁。

企業集団における所有と支配（下）

みない彼らは、複数の産業会社間の「互恵取引」もそれらを共通に支配する金融機関の強制によるものであり、もつばら金融の利潤の増大をはかるために⁽²⁸⁾、ある会社に犠牲を一方的に負わせるような取引が強制されるのであって、産業会社の相互利益にもとづく安定的相互取引というような面は一切無視されてしまう。

② コッツ『巨大企業と銀行支配』⁽²⁹⁾(1978)

コッツのこの著作は、パーリ＝ミーンズやラーナー以来の“マネジメント・コントロール”型優勢論に対し、銀行コントロール型の優勢論で反ばくしようとしたものである。

コッツは、コントロール諸類型を大別して、所有者コントロール、金融コントロール、コントロール中心不確定、の三つとし、さらにそれらの亜種や中間的類型を加えて、七つの類型に200最大非金融会社を分類した。その結果が第10表に示されている。

第10表 米国上位200の非金融会社のコントロール類型別うちわけ

——(1967年～1969年) コッツによる——

コントロール類型	単一金融機関によるコントロール	複数金融機関によるコントロール
	会社数 (%)	会社数 (%)
1. 完全な金融コントロール	13 (6.5)	16 (8.0)
2. 部分的な金融コントロールのみ	46 (23.0)	51 (25.5)
3. 部分的金融コントロールと部分的所有者コントロール	10 (5.0)	11 (5.5)
4. 完全な所有者コントロール	31 (15.5)	30 (15.0)
5. 部分的な所有者コントロール	2 (1.0)	2 (1.0)
6. 混在コントロール	5 (2.5)	5 (2.5)
7. コントロール中心不確定	93 (46.5)	85 (42.5)
合計	200 (100.0)	200 (100.0)
a. 金融コントロール (1+2+3)	69 (34.5)	78 (39.0)
b. 所有者コントロール (3+4+5)	43 (21.5)	43 (21.5)
c. 金融または所有者コントロール (1+2+3+4+5)	102 (51.0)	110 (55.0)
d. 金融コントロールらしきもの	8 (4.0)	7 (3.5)
e. 金融・所有者コントロールらしきもの	3 (1.5)	1 (0.5)
f. 所有者コントロールらしきもの	18 (9.0)	16 (8.0)
g. いかなるコントロール中心も不確定	64 (32.0)	61 (30.5)

(出所) D. M. Kotz, *Bank Control of Large Corporation in the United States*, 1978, p. 97, 西山忠範訳『巨大企業と銀行支配』104頁。

コッツのこの作業によれば、200社の半数以上が「c. 金融または所有者コントロール」型に分類されることになり、パーリ＝ミーンズやラーナーの「マネジメント・コントロール」型優勢論は金融コントロールを無視した誤った見解であり、マネジメント・コントロール型の過大な評価であったということになる。しかしながら、ここで注意しなければならないのは、第1に、このように

注 (28) 「金融の利潤を極大化するために、数多くの会社間の購入と販売が操作される」、同上訳, 163頁。このばあい「金融的利潤の極大化」とは「利害関係のある会社の利潤とは無関係にポートフォリオ(社債, 株式, 委任状など)の所有を増加させる」(同238頁)ことを意味しており、そのために「外部支配の中核は、それが支配している二つの会社のうちの一方だけが有利になるような条件で互いに取引をもつよう指図する」(同頁)というのである。

(29) D. M. Kotz, *Bank Control of Large Corporation in the United States*, 1978, University of California Press, 西山忠範訳『巨大企業と銀行支配——現代アメリカの大企業の支配構造』(文真堂)。

金融コントロール型を重視したコッツの作業によってもなお、「7.コントロール中心不確定」型が多数にのぼることである。その中から「d. 金融コントロールらしきもの」などをのぞいて、これできるだけ圧縮してみてもなお、「g. いかなるコントロール中心も不確定」な型が約30%も存在することになる。表にはでていないが、この型はとくに資産規模の大きい企業に偏在しており、いわゆる“マネジメント・コントロール”型が巨大会社中心に無視できない比重で存在することを、かえって示しているのである。

第2に、コッツの重視する「金融コントロール」のうちもっとも比重の高い「2.部分的な金融コントロール」類型の作業定義をみるならば、その1つに「会社への主要な(貸付け)資本の供給者である金融機関が、会社の取締役会に強力な派遣をしており、かつ10%以上持株の大株主が存在しないケース」⁽³⁰⁾をあげている。このケースがはたして金融機関によるコントロールの存在の根拠として十分かどうかは全く疑わしい。「金融コントロール」型の過大評価になる可能性を多分に含んだ作業定義といわねばならないだろう。

第3に、コッツは、金融機関によるコントロールの有無という点にだけ注目したため、金融諸機関と産業諸企業との相互利益にもとづく集团的結集という側面を見落すことになっている。彼が「コントロール中心不確定」に分類した最大級の産業会社のうちかなりの数の会社が、特定の金融諸企業を結集軸とした「金融資本型企业集団」の有力なメンバーのはずである。たとえば彼は、IBM社を「コントロール中心不確定」の型にいれている。IBMをモルガン系銀行のコントロール下にあるものとするより賢明な分類ではあるが、IBMは前稿131頁でみた持株関係、そして融資や取締役兼任関係からみて、⁽³¹⁾モルガン系金融諸企業を結集軸とした巨大な企業集団の有力企業とみるべきものである。

③ メンシコフ『アメリカ金融寡頭制の構造』⁽³²⁾(1965年)。

メンシコフの見解は、金融資本型企业集団の実態についてのかかなり克明な実証研究に支えられており、銀行による産業支配を一面的に強調する見方とはかなり趣きを異にする点評価されるべきである。

しかし、それにもかかわらず、第1に「銀行による産業支配」が全体における位置づけもなしに、ところどころで顔を出す。たとえば次の文章をみよ。「銀行によるコントロールはかくれた形で存在する。表面的には、外部コントロールは存在しないかのように、あるいはトップ・マネジメントによってコントロールがおこなわれているかのように見えている。この幻想の上に『経営者革命』論の大部分が築かれている。⁽³³⁾「経営者と銀行との共同コントロール。そのさい決定的発言権が銀行にあることがまれではない。⁽³⁴⁾」

なお、産業会社に対する会社経営者と銀行の共同コントロールをもし言うならば、その一方の担い手であるトップ・マネジメントのコントロール権力とは一体何かを明らかにすべきであろう。彼

注 (30) *Ibid.*, p. 77, 同上訳, 84頁。

(31) モルガン系のブルーデンシャル生命保険は、1969年に、IBM社の長期負債金額の49%にあたる2億7,300万ドルを保有していた。(ただしIBM社は長期金融への依存度がきわめて低く、上の額も同社の資産額のわずか7%にすぎない)。短中期金融にかなするメイン・バンクはモルガン系のバンカーズ・トラストであり、それは、IBM社の執行役員会に1人の役員派遣をしていた。(IBM, *Annual Report*, 1969.; Prudential Life, *Schedules of Securities*, 1969; Moody's *Industrial Manual*, 1971).

(32) S. Menshikov, *Millionaires and Managers*. Moscow, 1969, 太田譲訳『アメリカ金融寡頭制の構造』(ミネルヴァ書房)。

(33) *ibid.*, p. 214, 同上訳, 273頁。

(34) *ibid.*, p. 214, 同上訳, 274頁。

企業集団における所有と支配 (下)

が一切これにふれずに「幻想」視しているのは首尾一貫しない。

また、彼は、諸銀行による「共同コントロール」「共同統治 (コンドミニウム)」を強調する。たとえば60年代のスタンダード・オイル・オブ・ニュージャージー (現在の EXXON の前身) について、その会長や社長が同時に並行して三つの異なる集団のそれぞれの中核銀行——チェイス・マンハッタン・バンク、ファースト・ナショナル・シティ・バンク、モルガン・ギャランティ・トラスト——の取締役を兼ねていたことから、「共同統治 (コンドミニウム)、すなわち独占体にたいするいくつかの金融集団の共同コントロール」を言い、それを「アメリカの大多数の指導的産業会社に見出すことができる」ところの「今日の金融寡頭制発展の特徵的傾向」とまで見なすのである。

この見解には、いわば多数の金融諸機関の総連合が個々の産業独占体を支配するという先に見たフィッチ&オッペンハイマー流の見解に相通ずるものがある。EXXON についてみれば、メイン・バンクとしてのチェイス・マンハッタン銀行などロックフェラー系金融諸機関が主力・中核的な役割をはたし、モルガン系その他の金融機関がこれを補完するという関係 (その内容や意義は本文でみたとおり) を見ずに、共同の支配をいうという問題がここにはある。EXXON はやはりロックフェラー集団の一員とみるべきではないだろうか。と同時にさらに重要なことは、EXXON というような巨大産業会社も外部金融勢力の「共同統治」の対象、すなわち被統治者とされていることである。統治される対象ということは収奪される対象でもあるということなのであろうか。いずれにしても不可解な見解である。われわれは EXXON を、ロックフェラー集団を構成する最有力会社の一つであって、それ自体がこの金融資本型企業集団のまさに「共同統治者」の一員とみるべきだと考えている。

以上、銀行による産業支配を強調するいくつかの見解と私見との相違点をみてきた。ただし、私見は、独占的巨額銀行が産業企業に対し強い影響力を行使したり、支配 = 収奪をしていることを全く否定するものではない。第1に、すでに述べたことでもあるが、金融資本型企業集団の中にも、規模の点、独占力の点で若干弱体な大企業も存在しており、銀行・金融機関との間では、やや対等ならざる関係を結んでいるばあいもあろう。われわれが強調したのは、金融資本型企業集団を構成するトップ・クラスの巨額産業会社と銀行・金融機関との間を典型的にみれば、基本的にはほぼ対等の相互便益・相互制約の関係にあるということであった。

第2に、より重要なことは、「金融寡頭制」とか金融資本的支配 = 収奪は、銀行の産業に対する支配 = 収奪一般ではなく、また金融資本型企業集団内部の銀行と産業企業との間の問題でもなく、金融資本型企業集団に結集し癒着した独占的金融諸企業と独占的産業企業とが、集団外の非独占的諸資本・諸階層に対して行なう支配 = 収奪に他ならないということである。この支配 = 収奪において独占的銀行・金融機関が果たす役割は否定すべくもなく、きわめて大きいと考えねばならない。

④ バラン&スウィージー『独占資本』(1966年)⁽³⁶⁾

この本の共著者の1人であるスウィージーは、前稿注9でみたように、かつて1930年代の米国における八大インタレスト・グループを検出して、その後の金融資本型企業集団の分析に大きな影響を与えたのであるが、この著作では、インタレスト・グループ (ほぼ金融資本型企業集団にあたる) というこの概念が、現代ではもはや陳腐化し、米国経済の分析にとって有効な概念ではなくなった

注 (35) *ibid.*, p. 218, 同上訳, 278頁。

(36) P. A. Baran & P. M. Sweegy, *Monopoly Capital*, 1966, New York, 小原敬土訳『独占資本』(岩波書店)。

と主張する。⁽³⁷⁾

もし、彼らのようにインタレスト・グループを、「特定の投資銀行か、商業銀行か、あるいは富裕家族資産かによって“支配”される多数の株式会社」というように規定してしまえば、上のような陳腐化論も納得がいく。しかし、⁽³⁸⁾「金融資本型企業集団」あるいはインタレスト・グループは現在では、そのような外部の特定中心から「支配」される集団としてではなく、本文で分析したような形で存在しているのである。このような集団の性格変化をグループ自体の解体と見まちがえてはならない。

また、インタレスト・グループ解体の例証としてあげられているスタンダード・オイル各社の自立的な運動、すなわち、ロックフェラー族の「支配」下にあるとは到底見えないような独自の活動を、スタンダード・オイル・オブ・カリフォルニアも、インディアナもするようになり、スタンダード・オイル・オブ・ニュージャージーと競合・対立する面をあらわにしているという、この例は、⁽³⁹⁾余り適切なものとはいえない。なぜなら、このような競合・対立が、メジャーを中心とした大きな国際的・国内的独占を否定するようなものとは考えられないし、また、そもそもロックフェラー企業集団の編成替えを考えれば、現代におけるそれは、決して旧スタンダード系石油各社によって構成されるようなものではないからである。ニュージャージー社以外のスタンダード各社との関係が稀薄になることは、インタレスト・グループの解体ではなく、逆に新しいより多数の構成員をふくんだ、新しいタイプのインタレスト・グループ形成の副産物とみなしうるかもしれないのである。スウィージーらは、銀行や富裕家族など外部からの「コントロール」に固執した集団観をもっているため、特定の支配者の存在しない、多頭型の、それゆえにまたゆるい結集体でもある、現代的な「金融資本型企業集団」を見ることができなかつたのではないかと思われる。

もちろん、スウィージーらも、⁽⁴⁰⁾巨大会社間の提携や協調、協定と集団化が独占資本主義の本質そのものだとさえ言っている。しかし、それは言葉の上だけで、個々の巨大会社の自立性（とくに金融的自立性）を強調するあまり、協調・提携といっても特定市場における複数の巨大会社間の独占的協調がもつばら主題となり、異なる産業に属する多数の巨大産業会社の集団化とくに金融諸企業を結集軸とした集団化が独占といかにかかわるか、また異なる集団間の協調において金融諸企業の果す役割……というような、金融関係を媒介とした独占にかんする記述は一切見られない。金融関係の位置づけのない独占論は独占論としても不十分なものといわねばならない。

IV 金融資本型企業集団における所有と支配

われわれはすでに別稿「巨大会社における所有と決定」(本誌75巻2号, 1982年4月)で、産業独占大企業を一応独立した存在として考察し、これら産業独占大企業においてその規模の一層の巨大化のもとで、「会社それ自体」による所有の実質的成熟と、株式所有にもとづかない“マネジメント・コントロール”の増加傾向とが支配していることを確認した。本稿で考察している金融資本型企業集団を構成する産業巨大独占企業のそれぞれは、程度の差はあれ基本的には、すでに確認したこれら

注 (37) *ibid.*, p. 17, 同上訳, 23頁。

(38) *ibid.*, p. 17, 同上訳, 23頁。

(39) *ibid.*, p. 18 ff., 同上訳, 24~27頁。

(40) *ibid.*, p. 20 同上訳, 26頁。

企業集団における所有と支配（下）

特質をそなえたものであることはいうまでもない。したがって、金融資本型企業集団にかんする「所有」の問題を考察するここでは、それを構成している各種の巨大産業独占企業自体の「所有」や「コントロール」の問題は基本的には解明ずみとみなすことができるのである。ただし、別稿でみたように、産業巨大独占企業では、最大級の大口株主（といっても、その持株比率は極度に低い）の多くが、個人ではなく、金融関係大企業となってきた事実が注目されるので、この点本節の後半で、現代の金融関係大企業の特質とあわせて解明する必要がある。

さてそこで、金融資本型企業集団について新たに考察すべき第一の問題は、金融資本型企業集団を構成し、その集団の結集軸となり、集団内の意見調節を行なっているところの金融関係諸企業自体における資本の「所有」・「コントロール」の特質である。

結論を先取りしていえば、巨大銀行においても、産業巨大独占企業と同じように、その規模の巨大化とともに、株主の持株分散化の極度の進行、「会社それ自体」による所有の実質的成熟、マネジメント・コントロール型企業の増加傾向が確認できるのであるが、つぎに考察すべきは、金融関係企業がこのような現代的特質をもつことが、金融資本型企業集団を構成する金融関係諸企業、産業独占企業に対していかなる影響を及ぼすかということである。金融関係諸企業が、金融関係諸企業自体および産業巨大企業の大口株主となってきたという問題や、融資の問題が対象となる。

以上の諸考察を総合して、現代の金融資本型企業集団における所有の特質を明らかにするのが本節の最終的課題である。

(1) 現代の金融関係企業自体における「所有」・「支配」の特質を考察するにあたり、まず金融諸企業のなかでもっとも大規模な投融資を行なっている商業銀行と生命保険会社を主要対象にし、アメリカを中心としてその実態をみることから始めよう。

(i) 商業銀行の発行株式、とくに議決権つき株式がいかなる株主によっていかに所有されているか、それがいかなる推移をしめしているか、……という問題の調査研究は少なく、とくに戦前の実態をしめす数値はまったく把握できないが、1960年代にかんする調査研究のうちから若干選んで提示したのが第11～13表である。

第11表は、商業銀行も、巨大産業企業と同様に、その規模の巨大化にともなって、発行株式の所有の分散化が極度にすすみ最大株主の持株比率の低下がいちじるしいこと、また最大株主として、非個人＝会社が個人株主を上廻る大株主となっていること、をしめしている。米国上位50行のうち、個人の最大株主が10%以上の株式を所有しているものはわずか3行にすぎない。非個人の最大株主では10%以上の所有は6行である。大部分の銀行では、個人であれ、非個人であれ、5%以上の株式を所有する大株主（支配的大株主あるいは中核的大株主）はもはや存在していない。

第12表はヴァーノンがラーナーと同じ基準で、少数持株コントロールとマネジメント・コントロ

第11表 米国最大50銀行における最大株主の持株比率の分布(1962年)

持 株 比 率	銀 行 数	
	個 人 株 主	非 個 人 株 主
1%未満	22	—
1～5%	23	30
5～10%	2	13
10～20%	2	4
20%以上	1	2
合 計	50	49

(資料出所) *Chain Banking, Stockholder and Loan Links of 200 Largest Member Banks*, Report by Wright Patman, Chairman to the Select Committee on Small Business, House of Representatives, Washington, 1963, からメンシコフが作成したもの。銀行持株会社に支配されている四銀行と、保険持株会社に支配されている一銀行をばぶき、これらのかわりに名簿の次にある四銀行と、一銀行持株会社の資料をとっており、後者の資料は proxy statement にもとづいている。S. Menshikov, *Millionaires and Managers*, Moscow, 1969, p. 211 メンシコフ『アメリカ金融寡頭制の構造』271頁。

ールとの境界線を、最大株主の持株比率10%として、米国の上位200の商業銀行の株式の所有・コントロールの状態をしめしたものである。1962年に、200行中の74.5%にあたる149行がマネジメント・コントロール型として分類されている。ラーナーが行なった米国の非金融業最大200会社の調査結果(前掲「巨大企業における所有と決定」54頁)とはほぼ同様の比率となっているのが興味深い。なお第12表をみると、資産額では87.5%がマネジメント・コントロール型であるので、大規模の銀行の方にマネジメント・コントロール型が多いことがわかる。ヴァーノンによれば資産10億ドル以上の大銀行で、「所有者支配」型であるのは、わずかに Mellon National Bank と Harris Trust and Savings Bank の2行だけであるという。

第12表 米国上位200銀行のコントロール類型別うちわけ(1962年ヴァーノンによる)

コントロールの (基盤別) 類型	銀 行 数	同 左 %	資 産 額 %
個人的(80%以上)所有	1	0.5	0.1
過半数持株	4	2.0	0.6
少数持株	39	19.5	9.3
(a) 20～50%	(22)	(11.0)	(6.2)
(b) 10～20%	(17)	(8.5)	(3.1)
マ ネ ジ メ ン ト	149	74.5	87.5
不 明	7	3.5	2.5
計	200	100.0	100.0

(出所) J. R. Vernon, 'Ownership and control among large member banks', *Journal of Finance*, Vol. 25, June 1970, p. 654

1) 連邦準備制度加盟銀行のうちの資産額で上位の銀行。

第13表は、「家族の持株によるコントロール」を重視するパーチが、鉱工業最大会社について行

企業集団における所有と支配（下）

なったもの（前掲「巨大企業における所有と決定」58頁）と同じように、公式情報の数値や画一的な持株比率基準を用いる分類を批判して、基準や作業手続きに大幅な修正を加えたものであるからヴァーノンの分類に比して“家族コントロール”型がかなり多く、“マネジメント・コントロール”型がかなり少なくなっている。

ここでは、推計手続きからみて“マネジメント・コントロール”型がはたして何%とみることが妥当かを確定する必要はない。パーチのように“家族コントロール”の存在を強調しようとして大幅な修正を加えた資料においてさえ、最大50行の約半分近くものものが、“おそらくマネジメント・コントロール”型と分類されざるをえないというところに、“マネジメント・コントロール”型が無視できない存在となっていることを確認すればよい。またこのパーチによる“マネジメント・コントロール”型の数値は、パーチの鉱工業最大会社（最大50社または最大100社）における同型の数値とほぼ合致している。

第13表 米国・上位50銀行のコントロール類型別うちわけ——1965年（パーチによる）——

コントロール類型	銀行数	同左%	備考
PF おそらく“家族コントロール”	16	32%	PF=Probably Family F?=Possibly
F? あるいは“家族コントロール”	10	20%	PM=Probably Management
PM おそらく“マネジメント・コントロール”	24	48%	
計	50	100%	

（出所）Philip H. Burch, Jr., *The Managerial Revolution Reassessed, — Family Control in America's Large Corporations, — 1972, p. 98*より。

以上のように、米国大銀行においても、巨大産業会社におけると同様に、規模の巨大化とともに、株式の分散化、最大株主の持株比率の低下が極度にすすみ、個人（家族）が持株にもとづいて銀行をコントロールできるようなものはほとんど消滅していった。他方、巨大産業会社における経営管理業務の複雑化や増大と共通して、現代の巨大銀行では、各種の産業における技術開発・新産業の開拓、独占間協調・対立の状況、などの情報とライバルの金融関係企業の投融資計画にかんする情報を収集し、投融資の政策を決定すると同時に、多数の支店の行員の管理を行なう必要があるほか、集団内の他の金融関係企業と業務を分担しつつ、集団内の意見の調整をはかる役割をも遂行しなければならない。このような現代の巨大銀行の経営管理の複雑化と規模増大から、その経営管理の中核機構の掌握は独自の力をともなうことになる。

それゆえ、巨大銀行でも、個人（家族）の持株にもとづくコントロールはほとんど消滅し、個人

（家族）の最大株主によるコントロールといっても「少数持株」の力と経営管理権の掌握にもとづく力との合体によるコントロールとなっているし、またとくに巨大銀行においては、株式所有にもとづかない“マネジメント・コントロール”が急速な増加傾向をしめしていることが確認できる。このような“マネジメント・コントロール”型の巨大銀行では、株式会社における株主の所有の実質の空洞化、「会社それ自身」による所有の実質化は成熟し、「会社それ自体」の株主からの自律性と、「会社それ自体」に本来帰属する現実資本の運営管理権限を組織的に行使するトップ・マネジメントの権限拡張も最高度にすすむのである。以上の特徴は、現代の巨大産業独占企業に共通するものであるので、詳しくは前掲「巨大企業における所有と決定」を参照されたい。

(ii) なお、生命保険会社は、現代、巨額の社債所有を行ない大産業会社に長期大口の貸付け資本の供給をしているほか、各種銀行や非金融＝産業巨大企業の大口株主となっている大金融機関であるが、この生命保険会社では、はじめから制度的に、「会社それ自体」による所有の実質的成熟があることに注目すべきである。生命保険会社は、現在は（米国でも日本でも）その大部分、とくに大手の生命保険会社の全部は「相互会社」の形式をとっており、形式上は保険加入者＝社員のすべてが出資者であり、その総体が会社資産の共同所有者であって、社員のなかから総代を選んで資産の運用に参加する権利をもつことになっている。しかし実質的には、経営陣が社員総代を指名し、経営者の選任をふくめ会社資産の運用などにかんする諸決定を自律的に行なうことのできる制度である。株主は不在であり、株主総会を通じての会社の意思決定への参加の可能性も存在しないここでは、出資者が「所有」にもとづいて自らの意思を会社に対しておしつけることは制度的にはじめから不可能なのである。本来営利会社ではないとされている生命保険会社ゆえの制度的特徴である。

しかし、この本来営利会社でないはずの生命保険会社が、私的会社として運営され、保険加入者＝出資者から集めた膨大な資金を資本として運用するのであるが、上のような特徴をもつこの会社では、多数の保険加入者から集められた膨大な資金は完全に融合された会社資産となり、その会社資産の「所有」は「会社それ自体」に移っているものであり、その会社の機関としてのトップ・マネジメントがこの「会社それ自体」の所有物たる会社資産の運営管理の権限を完全に掌握しているのである。

(2) 現代の金融関係大企業については、上のような変化・特質とともに、これら金融関係大企業が、巨大産業独占企業においても、金融関係企業においても、最大級の大口株主——その持株比率は極度に低いが——として、かつての個人（一族）にかわって、その名をつらねているのが注目される。この問題は、金融資本型企業集団における所有と支配・コントロールという当節の課題との関連で、いかなる問題として把握すべきものであろうか。

(i) まず、各種の巨大諸企業の発行株式を大量に保有しているのは、商業銀行信託部、投資信託

企業集団における所有と支配 (下)

会社、生命保険など各種保険会社である。

商業銀行信託部のばあい、その保有株式の所有者は大資産家から小資産家にいたる個人や諸企業の従業員共済基金・年金基金であるが、株主はその株式の保管を銀行信託部に委託し、株式所有にともなう議決権の行使を全面的あるいは部分的に信託部に委任すると同時に、その株式の運用（増資のさいや配当による株式の買増し、株式の売買など）を信託部のコンサルティングに従って行なうこととなる。（株式運用については、信託部にほぼ全面的に委任するものから、信託部の意見をきいて所有者が決定するものまで、さまざまある。）

投資信託会社のばあいには（オープン式投資信託会社と閉鎖式投資信託会社とでは若干相違があるが）、投資信託会社に出資された大量の資金を用いて、投資信託会社自らが各種の巨大企業の株式の所有者となり、投資信託会社経営陣のみの判断によって株式の売買・運用を行なうのである。ここでは、投資信託会社へ出資した出資者は、その出資金がいかにかに運用されるかについてもまったく発言権をもっていない。

他方、生命保険会社は本来営利会社ではないとされているものの、保険会社が私的な会社として運営され、保険加入者から多額の保険料＝出資金を集めるべく競争している資本制社会では、会社経営者は、会社の発展、経営者の収入と権力の増大のためにも、集積された厩大な保険料をできるだけ有利に運営し、保険加入条件の改良によって保険加入者の増大をはかろうとして、厩大な資金をもって安定した各種巨大会社の株式の取得・運用を行なうこととなるのである。この生命保険会社が、制度的にはじめから「会社それ自体」による所有の実質化したものであって、保険加入者＝出資者は、会社資産による株式の取得・運用について、自己の意思をまったく反映できない存在であることは、すでに指摘したとおりである。

(ii) 以上のような金融諸企業による株式所有（保有）について第一に指摘すべき点は、商業銀行信託部、投資信託会社のばあいには、巨大銀行・専門家によって株式投資に固有の危険性・運用上の困難性を排除し、安定した配当・収益を保証するという仕組みによって、大資産家のみならず、広汎な大衆の資金や会社の従業員共済基金、年金基金などまでも巨大会社の発行株式への投資にむかわしめていること、生命保険会社のばあいには、株式投資のために出資されたわけではないところの多数の保険加入者の保険料が巨大会社の株式への投資にむけられていることである。

しかも、これらのような形式での株式所有（保有）の進展は、程度や形式に差があるとはいえ、いずれも相手方の株式会社の会社資産をして個人株主あるいは資金提供者から自立した存在としていき、個人株主あるいは資金提供者は会社運営に対する参加権を完全にまたはほぼ完全に失うこととなっている。

商業銀行信託部への株式の委託で株主の議決権の行使が委託されるばあいは、株主は株式所有にともなう会社運営への参加権を放棄しているし、議決権を残し株式運用についての部分的あるいは

全面的委任が行なわれたばあいにも、株式会社の運営への参加権の形骸化は格段とすすんでいる。元来、株式会社の会社資産に対する株主の所有は間接的な性格をもつものである(拙稿「株式会社における所有と決定」111頁参照)が、ここではこの間接性は、信託部の介在によっていわば二重の間接性となるのである。

投資信託のばあいには、株式投資のための本来の資金提供者は、会社株主であることをもやめているのであるから、自分の出資金が最終的に投資される株式会社の運営に対しては、はじめからなんらの権利ももっていないわけである。

銀行信託部への株式の委託や投資信託会社への出資は、すでにくり返し強調してきたように巨大株式会社における株式の極度の分散化のもとで、かなりの株式を所有していても株式所有にとまらう会社運営に対する参加権が実質的に喪失していくことによっても促進されたのであるから、株式所有にとまらう権限の形骸化が、上のような金融関係企業による株式所有(保有)の増大を促すことを通じ、株主または出資者の株式会社運営に対する参加権の形骸化の一層の深化さらにはその完全なる喪失をうみだしたのである。

生命保険会社のばあいは、投資信託会社への出資のばあいと同様、株式購入資金の提供者は株式会社の運営に対して一切の権限をもたないが、生命保険会社では、保険加入者は、株式購入のために保険料を提供しているわけではないから、株式会社と株式購入のための資金の事実上の提供者との関係は格段ときり離されたものといえる。

(iii) 現代、商業銀行信託部、投資信託会社、生命保険会社などが、個人に代って、各種の巨大企業の最大級株主として名を連ね、大量の株式所有者となっているが、その株式所有の内容・資金の源泉は以上のようなものである。つまり、他人の株式(議決権)や他人の各種資金、保険料などを、これら金融諸企業の実事実上の所有物としてこれら企業自らが株主となって他の巨大株式会社の株式を所有するのであり、したがってまた株式所有にとまらう会社運営への参加権をもわがものとしているのである。

そしてすでに(1)でみたように、これら金融関係巨大企業では、「会社それ自体」による所有の実質化と、自己の所有にもとづかないマネジメント・コントロールが増大傾向にあり、これらの「経営陣」は、自己の所有にもとづかないで「会社それ自体」による所有に本来帰属する会社の運営管理の権限を掌握しているのであるが、同時に他面では、上のように、他人の各種資金を企業の実事実上の所有物として企業が他の巨大会社の株主となることによって、これらの経営陣は、当該企業の経営者として株式所有にとまらう(相手)会社運営への参加権をもわがものとしているという関係にあるといえる。

株式所有にもとづかない“マネジメント・コントロール”の問題と、他人の各種資金を会社の所有物としてその資金によって会社が巨大会社の株主となり株式所有にとまらう権限を掌握するとい

企業集団における所有と支配（下）

う問題は、内実が異なるものではあるが、自らの所有にもとづかないで、本来所有にともなう権限をわがものとするという点では共通するものといえよう。ともあれ、現代の金融関係巨大企業の他会社株保有においては、それら企業が“マネジメント・コントロール”型であるとすれば、それらの経営陣は、上のような自らの所有にもとづかない二重の権限を掌握しているのである。

以上のようにして、商業銀行信託部、投資信託会社、生命保険会社などは、きわめて広汎な個人の貨幣、年金基金、保険料などを厩大に集積し、これらをもって、同一集団内の多くの大企業を中心に、株式投資資金を供給する媒介者となっているのである。

ただし、すでに詳しくみてきたように、産業・金融をとわず、巨大企業では株式の極度の分散化、最大級株主の持株比率の極度の低下のもとで、「会社それ自体」による所有の実質化＝“マネジメント・コントロール”の増大が進行しているし、他方、以上のような金融関係企業の株式所有（保有）は、その性質上安定的で確実な収益の保証を行なう必要があるので、所有株式をかなりの数の安定的巨大企業に分散させることになる。（これが、どの金融資本型集団にも属さない巨大企業や異なる集団に属する巨大企業の株式をもかなり多額に所有している原因の一つでもある。）それゆえ、金融関係諸企業は、以上のような形で巨大な株式所有者となっており、それらの経営陣は株式所有にもとづく権限をわがものとしているのではあるが、それらは、相手の巨大企業に対し、一定の発言権をもち、そこからの情報を収集し、したがって金融資本型企業集団の結集軸・媒介環となり、集団内の意見調整役としての役割を演ずるといふにとどまり、それ以上に、「支配株主」として、株式所有にもとづいて会社運営を左右するような力はもちえないのが現状である。

(iv) 金融関係企業による株式所有という点については、さらにパットマン委員会の調査が明らかにして注目をよんだつぎの点に言及しておく必要がある。

第1は、商業銀行がその信託部の活動を通じてかなりの自社株を所有している点である。1966年、米国上位210銀行のうち約半数以上の銀行は自社株の5%以上を、また4分の1以上の銀行は自社株の10%以上を所有している。⁽⁴¹⁾

第2は、銀行間ではかなりの株式相互持合いが存在するという点である。⁽⁴²⁾

自社株保有や銀行間の株式の相互持合いのもつ問題性は、その大銀行自体の所有と支配の状況の差違によって左右されるものであるが、いまその大銀行において「会社それ自体」による所有の実質化と“マネジメント・コントロール”が行なわれているばあいを対象とすると、そこでは自社株保有の増大は、「会社それ自体」による所有の実質化を変えるものではないが、経営陣にとっては、自らの権限——すなわち本来「会社それ自体」に帰属する会社の運営管理の権限の組織的代行の力

注 (41) *Bank Stock Ownership and Control*. Staff Report for the Subcommittee on Domestic Finance, Committee on Banking and Currency, House of Representatives, 89th Congress, 2nd Session, 1966. 志村嘉一訳『銀行集中と産業支配——パットマン委員会報告——』31頁。

(42) 同上訳、46～47頁。

——を強化するものである。株式の極度の分散化のもとで“マネジメント・コントロール”が行なわれているとしても、前々稿「巨大企業における所有と決定」(83~84頁)で見たように、そこには、会社経営陣の無能・失策があれば、多数の株主が結合して経営陣に退陣を求める可能性や外部者によって会社乗取りが行なわれる可能性が存在している。自社株保有は、経営陣が直接その議決権を掌握できることによって、その程度に応じて、上の可能性を縮小するよう作用する。同じように、同一集団内の金融関係企業間の株式の相互持合いも、相互に友好関係を保ちつつ、上のような可能性を縮小し、それぞれの経営陣の権力を強化するよう作用するものといえる。(ただし、パットマン委員会の調査の約10年後に行なわれた米国上院メトカーフ委員会の調査⁽⁴³⁾をみると、ニューヨーク市中六大銀行の自社株保有とくに議決権保有率はきわめて低いし、パットマン委員会調査結果の数字とかなりの変化を示している。それゆえ、パットマン委員会報告が強調したほどの重要性があるかどうかは、なお検討すべきことのように思われる。)

株式の相互持合いは、米国では、銀行間に限られているが、わが国では、きわめて広汎に存在する問題である。それゆえ、これについては、別の機会に議論することとする。

なお、米国銀行間の株式の相互持合いは、競争・対立関係にあるとみられている商業銀行——たとえばロックフェラー集団の中核銀行であるチェイス・マンハッタン銀行とモルガン集団の中核銀行であるモルガン・ギャランティ・トラストと——の間にも存在することが注目される。これは、前稿で指摘したように、銀行が、収益の安定化をめざして安全確実な株式を所有しようとするためであると同時に、異なる金融資本集団間における独占的協調の一つの現われ(続稿参照)といえるが、額としてはともかく、持株比率として極度に低いものである以上、間接的には上のような大銀行の経営陣にとってその地位を相互に強める作用をはたすものといえよう。

(3) 最後に、融資に言及するが、貸付資本のばあいには、別稿「資本制個人企業における所有と決定」(本誌、第74巻第3号、1981年)で解明したように、本来、貨幣の貸し手と貨幣資本を利用する機能資本家との間において所有の移転はなく、一定期間、貨幣資本を占有し使用・処分する権限のみが譲渡され、それに対して、貸し手は元金・利息を受け取る権利をもつのである。

銀行などの金融企業は、各種の貨幣を集め、貨幣資本として機能しうる大きさにし、さらに預金創造によってこれを何倍かの大きさにしつつ、機能資本家に貸付ける役割、貨幣の提供者と機能資本家との媒介者としての役割を演ずるのであるが、そこでは貨幣の提供者は、銀行より元金・利息を受け取る権利をもつのみで、提供した貨幣の占有権は媒介者たる金融企業に渡しているの、その貨幣がいかなる機能者に貸付けられるか、あるいは、すでにみたような株式取得に用いられるか、などについてはなんの発言権をも有していないし、また銀行・金融諸機関も、たんなる貸し手とし

注 (43) *Voting Rights in Major Corporations*. A Staff Study prepared by the for Subcommittee on Reports, Accounting and Management, Committee on Government Affairs, U. S. Senate, 1978.

企業集団における所有と支配（下）

ては、同様に、この貨幣資本の最終的借り手たる産業資本の運動に介入する権利を本来もつものではない。

しかし、現代における特徴は、少数巨大の銀行・金融諸機関が、それ自体の巨大な信用力と企業集団を背景とした信用力とによって、大衆の零細貯蓄までもをもふくむ広汎な個人の預金をはじめ、従業員共済基金、年金基金、生命保険料など、社会各層の各種の膨大な貨幣と、巨大産業企業の各種遊休資本をもとに一手に集積するところの社会的貨幣資本の独占的な配分・管理・運用者となっていることである。彼らは、この独占的な地位を利用して、一方では、集団外の非独占諸企業に対し、時にはその死命を制するほどの力を行使すると同時に、他方では、集団内の各種産業巨大企業に優先的に必要資金を配分し、個々の企業の独占力強化に役立てつつ、自らが結集の軸となった金融資本型企業集団全体の力の強化をはかるものである。かかる点に、そして、このような巨大な役割をはたす主体が、巨大銀行・金融諸企業の「会社それ自体」であり、その組織的代行者たるトップ・マネジメントだという点に、現代の特徴を見出すことができよう。

(4) これまでの考察を総合すると、第1に注目すべきことは、金融資本型企業集団を構成している金融関係巨大諸企業においても、各種の産業巨大独占企業においても、「会社それ自体」による所有の実質的成熟と、本来「会社それ自体」の所有にともなう会社資産の運営管理の権限の組織的代行たる“マネジメント・コントロール”の増大傾向とが支配していることである。

第2に、金融関係巨大企業は膨大な社会的資金を独占的に集中し、その配分・運営を管理する者として大きな力をもつにいたり、大口の株主として、また大口の貸付資本供給者として多数の会社へさまざまな影響力・制約力を行使しうる存在となる。それは当然、金融関係巨大企業のトップ・マネジメント自体の力の増大としてあらわれる。

第3に、しかしながら、金融資本型企業集団の中核部分を構成するような巨大産業会社に対しては金融関係巨大企業もこの制約力を一面的に行使しうる関係にはなく、金融巨大諸企業と巨大産業諸企業が、それぞれの経営の安定化・独占力の強化という相互の便益の増大をはかって一大集団に結集することになる。この企業集団は、それぞれが基本的には自立した多数の大企業が、(株式)所有の上で、また貨幣資本の貸借の上で部分的に重合・癒着しつつ、金融関係大企業を結集軸として結集して生みだした「会社それ自体」の一大複合体である。言いかえれば「会社それ自体」の金融的複合体としての独占資本である。そして、これら諸会社間の対立・紛争の調整を実際に実行するのは金融関係諸企業のトップ経営陣を中心とした各社のトップ経営陣である。このことによって集団が維持・強化され、各社の「会社それ自体」の独占力が強まり、かくしてまた、その組織的代行者たるトップ・マネジメントの力も強まるのである。

なお、金融資本型企業集団の内部には、上に見たような独立巨大の独占的な金融諸企業や産業諸

企業ばかりでなく、やや弱体の金融諸企業（たとえば地方銀行）や産業大企業もかなりの数ふくまれている。集団の頂点ないし中核に位置する前者は後者のような諸企業をさまざまな手段で集団内に包摂していき、独占固有の強い力によって制約しつつ集団としての総合力の強化のために利用するのである。

第4に、そして最後に、現代の国民経済ないし国際経済の頂点にあって、社会的な総貨幣資本および総生産手段の大部分を占有し、かつ、自余の諸資本、諸階層を支配・収奪している金融資本とは、具体的な姿としては主に上のような内容・構造をもった金融資本型企業集団なのだということである。独占的金融諸企業と独占的産業諸企業が癒着・結集することによって、自余の諸資本・諸階層をいかなる形で利用・収奪するようになるのか、またそれが、経済全体の運動様式にいかなる特徴を与えることになるのか、など残された問題は多いが、ここで確認すべきは、この全体的な支配の主体が、成熟した「会社それ自体」の金融的複合体としての独占資本に他ならないということである。

× × ×

①伝統的マルクス経済学者の「金融資本支配論」とそれにもとづく「“マネジメント・コントロール”論批判」は、二重に誤っていたことが明らかとなった。すなわち、第1に、彼らは銀行・金融機関が巨大産業会社に対しても支配者だとみなした点で、第2に、銀行・金融機関を富裕家族（あるいは複数の家族の同盟）がその所有にもとづいて支配しているのだとみなした点で。

第1の点はすでに前節末尾で批判済みなので、ここでは第2の点についての彼らの主張を本節の内容と対比させて簡単に検討しておこう。

伝統的マルクス経済学者の代表的見解を二つ引用しておく。

「(八大集団)を支配する個人は、おもに、50年以上も前にトラストの端初形成に与った大立物の後裔たる億万長者である。」⁽⁴⁴⁾（パーロ）

「現代の金融集団（本稿の金融資本型企業集団にはぼひとしい……北原）は、通常、致富という共通の利害で合同した少数もしくは多数の家族の同盟に立脚している。」⁽⁴⁵⁾（メンシコフ）

また銀行の産業支配を強調したD. コッツも、「窮極の力は現代の大会社の大株主でかつ債権者である銀行家に属している。……これらの銀行家は何者か？ 主要銀行は、かつて大会社の創業をとりしきった大資本家の子孫により主に支配されていると思われる。たとえば、ディヴィッド・ロックフェラー（ジョンD. の孫）は、チェース・マンハッタン銀行の指導的地位についている。」⁽⁴⁶⁾と述べている。

問題は、このような主張がしっかりした論拠なしに行なわれていることである。メンシコフは「異なる家族集団の支配のもとにある異なる銀行」という表現も使っているが、銀行がどのように家族集団によって支配されているのかは全く示していない。パーロはこの点「指導的銀行家の勢力の精髓は、あらゆるものうちもっとも死活的な支配株である大銀行株式の所有である。これらの

注 (44) V. Perlo, *The Empire of High Finance*, 1957, New York, p. 43. 浅尾孝訳『最高の金融帝国』（合同出版社）49～50頁。

(45) S. Menshikov, *op. cit.*, pp. 216-217 前掲訳, 276頁。

(46) D. M. Kotz, *op. cit.*, pp. 148-149 前掲訳, 154～155頁。

(47) S. Menshikov, *op. cit.*, p. 217, 前掲訳, 276頁。

企業集団における所有と支配（下）

株式はきわめて確固と保有されている。それらは株式取引所では取引されない。資金さえもっていればだれにでも買える『浮動株』というものはわずかしかない。所有者の身許については極度の秘密が保たれている⁽⁴⁸⁾と述べている。しかし、本論でもふれたように、パットマン委員会調査とメトカーフ委員会調査の結果からすれば、大商業銀行株は高度に分散して保有されており、しかも二つの調査の比較からすると持株率の変化も大きいのであって、パーロの論拠としたことは現在では成立していないといわねばならない。

また、コッツの言うようにロックフェラー一族の一員がチェース・マンハッタン銀行の経営中枢を現在掌握しているとしても、問題は、彼がもっぱら彼自身（家族をふくめて）の所有を基礎にして支配を行なっているかどうかであって、「誰が」というより「何を基礎にした」支配なのかを問う姿勢が必要であろう。

われわれも、現代のアメリカにおいて、富裕家族がもっぱらその私的な所有にもとづいて強い支配力行使している金融資本型企業集団があることを全く否定しようとは思わない。たとえばメロン集団など。あるいはロックフェラー集団において、ロックフェラー一族がその資産をもとに依然としてかなり大きな影響力を行使していることも事実だろうと考えている。しかし、本論でみてきたように、現代においては、大銀行においても巨大産業会社と同様、持株の分散化と会社経営組織の規模と複雑性の増大とから「会社それ自体」による所有の実質化が進むという傾向が貫徹しているのであって、家族的資産にもとづく支配はだんだんと過去のものになりつつあるのである。この「傾向」を認識するならば、われわれが重要な分析対象となすべきものは、金融資本的發展をとげた「会社それ自体」の本質や運動形態、そしてその意味でなければならない。

②最後に、本論の内容との関係で、いわゆる“年金社会主義”の主張にふれておく。本論でもみたように、現在、企業従業員福祉基金や各種年金基金が大いに発展し、金融諸機関が集める社会的資金のうちの一源泉となっている。社会保障の不十分な現代資本主義において、今後ますます発展することが予測されている。このように労働者大衆の諸基金が社会的総資本の大きな部分を占めるようになる傾向をもって、現代経済は資本主義とはいえず、いわば“年金社会主義”への移行が——「見えざる革命」が進行中だというような、ドラッカーの主張がでてくるのである。この変化が真の社会主義への移行との関係でいかに評価され位置づけられるべきかの検討は必要であるが、ここでは、次の点だけ確認しておきたい。すなわち現代資本主義においては、年金基金にかぎらず生命保険にしる、あるいは貯蓄性の銀行預金にしる、労働者大衆の所有する（あるいはその所有に帰すべき）貨幣が大量に集積され、多くのばあい金融諸機関の媒介を経て一大貨幣資本となり、社会的総資本のかなりの部分を形成しつつ資本として運動しているという事実ははっきりしている。かつて資本の重要な源泉は労働者の生みだした剰余価値であったが、今やそれと並んで、ひとたび賃金として労働者に分配され労働者の所有となった貨幣（あるいは分配されるべき貨幣）が自発的ないし半強制的に貯蓄され、資本として他者に利用されるのである。そして、これら資金を貨幣資本に転化したり、産業資本として充用する主体が「会社それ自体」となっているために、ますますドラッカーのような戯画的“社会主義”論が横行することにもなるのであろうが、それは、基本的には、貨幣が資本として運動するという内容の無理解に帰する。

（経済学部教授）

注 (48) V. Perlo, *op. cit.*, p. 41, 前掲訳, 48頁。

(49) Peter F. Drucker, *The Unseen Revolution: How Pension Fund Socialism Came To America*, 1976, New York, 佐々木・上田共訳『見えざる革命』（ダイヤモンド社）。